

議案第 3 号

東広島市文化財保存活用地域計画の策定について

東広島市文化財保存活用地域計画の策定について、次のとおり提案する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 提案理由

地域総がかりで本市の文化財の保存と活用に取り組み、歴史文化と文化財を次世代に継承し、地域を活性化させることを目的として、東広島市文化財保存活用地域計画を策定するため、この議案を提出するものである。

2 策定案

別添のとおり。

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）

第 2 1 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(14) 文化財の保護に関すること。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 2 0 年東広島市教育委員会規則第 2 号）

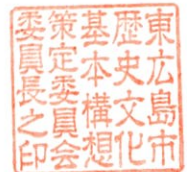
第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一略一）第 2 5 条第 1 項の規定に基づき、東広島市教育委員会（一略一）の権限に属する事務のうち、法第 2 5 条第 2 項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。

(1) 学校教育又は社会教育に関する教育行政一般方針を定めること。

令和 7 年 2 月 3 日

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也 様

東広島市歴史文化基本構想策定委員会
委員長 今田 幸博



東広島市文化財保存活用地域計画について（諮問）

令和 7 年 2 月 3 日付け東広教文第 3 9 8 号で諮問のこのことについては、策定が妥当であると答申します。

種別	名称	内容
計画書	東広島市文化財保存活用地域計画	計画の策定について（東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則第 2 条（3））